

神奈川

トラック時報

Vol.731

2020
June

6



一般社団法人
神奈川県トラック協会

TOPICS

・新型コロナウイルス感染症に係る関連情報

神ト協会員専用ページの
パスワード

有効期限

5 / 16～6 / 15まで **5603** です。
6 / 16～7 / 15まで **6636** です。

神奈川トラック時報「毎月1回1日」第731号 2020年6月1日発行

当協会HPに新型コロナウイルスに関する情報を掲載しています。
また、雇用調整助成金・資金繰り支援の最新情報等も掲載しています
ので、ご参照ください。

今後の協会の行事（各種研修会・集団健康診断等）は新型コロナウ
イルス感染拡大の状況を踏まえて、改めてご案内させていただきます。

会員の皆様におかれましては、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・
ご協力を賜りたくお願いします。



一般社団法人
神奈川県トラック協会

[> サイトマップ](#) [> お問い合わせ](#)

[ホーム](#) [神ト協について](#) [サービスセンター](#) [図書検索](#) [トラックんだより](#) [会員専用](#)



重要なお知らせ

2020/05/08

新型コロナウイルス等の感染症に関するまとめ

新型コロナウイルス等の感染症に関する行政等からの通達等については
コチラよりご確認ください。

[お知らせ](#)

[最新の8件](#)

[会員向け](#)

[行政からのお知らせ](#)

[トピックス](#)



ここをクリック

CONTENTS

TOPICS

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る関連情報

Information

- 16 「雇用調整助成金」緊急相談会を開催します！（神奈川県トラック協会）
- 17 令和2年度 第1回（通算187回）理事会が書面決議にて実施されました
／「令和2年度 第52回全国トラックドライバーコンテスト神奈川県大会」開催中止について（お知らせ）
／「第37回 交通安全こどもショー」開催中止について（お知らせ）
- 18 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃が告示されました
- 20 令和2年度 各種助成事業
- 22 環境省 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業）のご案内
- 23 6月は環境月間、不正改造車排除強化月間です
- 24 自動車NOx・PM法に基づく「自動車使用管理計画」及び「定期の報告」について
／全ト協 優秀運転者顕章（金・銀）候補者の推薦について
- 25 優秀運転者顕章（金・銀）候補者推薦推薦書
- 26 運転者（局長・支局長）表彰の候補者推薦について
- 27 令和2年（第56回）事業用自動車事故防止コンクールの実施について
- 28 可搬型運転操作検査器（アクセスチェッカー・ミニ）貸出のご案内
- 29 血圧計貸出のご案内
- 30 無料法律相談のお知らせ／労働保険のお知らせ

適正化だより

- 31 2020年度「安全性評価事業（Gマーク）」の申請受付についてご注意を！
- 32 適正化巡回指導報告 令和元年11月分

青年部会だより

- 33 （一社）神奈川県トラック協会青年部会 入会のご案内

NEWS BOX

- 34 「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」改訂版について（時報同封）
／神ト協50年史資料編CD-ROMを同封しました
- 35 委員会・会議開催情報／今後の主な会議・行事予定／新規入会／交通事故死者数ワースト3
／県内の交通事故／一般貨物自動車運送事業用車両（トレーラーを除く）の推移
- 36 社労士百科／もってけ カナちゃん／月間ベストセラーズ

神貨協連情報

- 37 事業用トラックドライバー研修テキスト改訂版発売のお知らせ
／ミドリ安全(株)安全用品特価販売のご案内（組合員様限定）

陸災防情報

- 38 フォークリフト講習等 資格取得のご案内／令和2年度通常総会のお知らせ
／令和2年度 全国安全週間
- 39 健康診断の実施時期等の猶予が変更になりました
／STOP！転倒災害プロジェクト神奈川
- 40 安全衛生推進者（初任時）教育のお知らせ
- 41 荷役災害防止担当管理者教育を開催します（陸運事業者向け・荷主等向け）

広告

- 42 神奈川県自動車交通共済協同組合

重 要

神奈川県トラック協会 会員事業者の皆様へ

会員事業者の皆様におかれましては、社会とくらしを支える公共輸送機関の役割を果たすために、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策を図りつつ、業務の継続を図られていることに、改めて深く感謝申し上げます。

つきましては、下記の目次のとおり新型コロナウイルス感染症に係る関連情報を掲載していますので、感染防止対策にご活用ください。

また、新型コロナウイルス感染症に係る最新情報については、神ト協 HP に掲載していますので、ご参照ください。

新型コロナウイルス感染症に係る関連情報 目次

2～3	中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込み公募要綱
4	持続化給付金に関するお知らせ
5～7	神奈川県の事業者のみなさまへ（支援策）
8～9	民間金融機関における実質無利子・無担保融資
10～11	雇用調整助成金の手続を大幅に簡素化します
12	新型コロナウイルス感染症対策下における集団健康診断の対応
13	自動車検査証の有効期間を延長します ～新型コロナウイルス感染症対策～
14	新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱い
15	新型コロナウイルス感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱い 新型コロナウイルス感染症まん延防止に向けた来庁規制



中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込み公募要綱

(公社)全日本トラック協会

1	激 甚 災 害 名	新型コロナウイルス感染症による企業への影響 (激甚災害に準じる事象)	
2	公 募 推 薦 総 枠	100億円	
3	公 募 期 間	令和2年4月1日(水)～令和2年7月31日(金) * 公募期間については状況に応じて変更する場合がある。	
4	申 込 先	都道府県トラック協会(以下「地方ト協」という。)を通じて、全日本トラック協会 (以下「全ト協」という。)宛て申込みを行う。 (注) 申込先は、本社所在地の「地方ト協」となります。	
5	融 資 推 薦 対 象 者	・今般の新型コロナウイルス(COVID-19)感染症により事業に影響を受けている方で、下記(1)に該当する貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)であって、地方ト協に加入し、(株)商工組合中央金庫(以下「商工中金」という)、又は商工中金の代理店との取引資格がある者。 (1) 上記の影響により運送収入又は輸送トン数について「直近2ヶ月の実績」又は「今後2ヶ月の見込み」が前年同期と比べ10%以上の減少が見込まれる者。	
6	融 資 推 薦 対 象 資 金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建、又は正常な操業維持に必要な運転資金。	
7	融 資 推 薦 条 件	(1) 融資限度	5千万円 (個別企業体・共同体とも)
		(2) 融資利率	取扱金融機関の所定利率による
		(3) 償還期間	10年以内
		(4) 据置期間	償還期間のうち1年以内。
		(5) 償還方法	月賦、隔月賦、又は3か月ごとの元金均等償還(借入期間通期にわたって一定の元金返済額)。
			ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。
		(6) 担保・保証人	取扱金融機関の定めるところによる。
8	利 子 補 給 率	年0.3%	
9	取 扱 金 融 機 関	商工中金の本支店及び商工中金の代理店(以下「商工中金等」という)。	

10	申 込 書 及 び 添 付 書 類	地方ト協に備えてある所定の申込書類により公募期間内に申し込んでください。
		(申込必要書類は「全ト協」のホームページからもダウンロードできます)
		(1) 「融資推薦申込書」(様式1号)
		(2) 「企業要項」 個別企業用(様式2号の1) 又は 共同体用(様式2号の2)
		(4) 「激甚災害等に係る被害状況報告書」(様式6号)
		(5) 「承諾書(激甚災害融資)」(様式4号)
		(注) 提出された書類は返却しませんので、取扱金融機関宛てに提出する書類は別途用意してください。
11	地方ト協から全ト協宛て融資推薦期限 (全ト協必着日)	【第1回】令和2年3月31日(火) 【第2回】令和2年4月30日(木)
		【第3回】令和2年5月29日(金) 【第4回】令和2年6月30日(火)
		【第5回】令和2年7月31日(金)
		「中央近代化基金融資推薦書」(様式8号)及び「推薦先一覧表」(様式10号の3)に申込み書類を添付して全ト協宛て推薦する。
12	融 資 推 薦 適 否 決 定 通 知 (予 定) 日	【第1回】令和2年4月13日(月) 【第2回】令和2年5月18日(月)
		【第3回】令和2年6月15日(月) 【第4回】令和2年7月13日(月)
		【第5回】令和2年8月17日(月)
13	融 資 推 薦 決 定 通 知 書 の 有 効 期 限	令和3年3月末日(中央近代化基金融資推薦適否決定通知書(様式第11号)に記載)
		融資実行がやむを得ない事情で次年度になる場合は「推薦融資有効期限延長申請書(様式15号)」により、地方ト協を通じて全ト協宛て有効期限の延長を申し出てください。
14	商 工 中 金 等 宛 借 入 申 込 書	(1) 融資推薦決定通知を受けた場合は、「中央近代化基金融資推薦適否通知書」の写しを添えて、商工中金等へ借入申込みを行ってください。
		(2) 決算関係書類等、審査に必要な書類については、別途商工中金等からの依頼により提出してください。(金融機関にて所定の審査があります)
		(3) 商工中金から借入を行うときは、商工中金の株主である協同組合等の団体又はその構成員であることが必要となります。
		また、商工中金の代理店から借入を行うときは、その代理店の組合員であることが必要となります。(これらの資格を具備していない場合は各地方ト協にご相談ください)
15	そ の 他	(1) この要綱に定めのない事項は、全ト協の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金運営事務取扱細則」の定めるところによります。
		(2) 本要綱の内容は、状況により公募期間の途中で変更する場合があります。
		変更となる場合には、全日本トラック協会のホームページにてお知らせします。

対象地域: 全都道府県

持続化給付金

に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

※申請支援窓口の設置場所等については、
詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター **0120-115-570**

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月(毎日) 7月から12月(土曜日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい



新型コロナウイルス感染症の影響で
事業活動に影響を受けている

神奈川県 事業者の みなさまへ

事業継続・雇用関係・納税・保険料の納付などでお困りの
みなさまへの支援を実施しています。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（2020年5月20日現在）



県HP「新型コロナウイルス感染症について」

神奈川県 コロナ 総合情報 🔍

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

045-285-0536
050-1744-5875

平日 9:00 ~ 17:00

「音声案内」が流れたら

9【協力金に関すること】

を選択してください。

3【経営相談等に関すること】

を選択してください。

県内事業者のみなさまへ

協力金・給付金・助成金	県からの要請等で休業	休業要請先等に対する協力金
	売上が前年比半減	持続化給付金
	デリバリー販売を始めたい 社員の出勤時間を減らしたいなど	再起支援型補助金
	賃金が払えない	雇用調整助成金
	テレワークを導入したい	働き方改革推進支援助成金
	子の世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金
	子の世話で自分が休業	小学校休業等対応助成金
融資・貸付	資金繰りのため 融資を受けたい	神奈川県中小企業制度融資
		日本政策金融公庫の融資
		商工中金の危機対応融資
		個人向け 緊急小口資金等の特例
猶予	納税が今は厳しい	納税の猶予
	社会保険料等が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予
相談	経営や資金繰り等の悩み	経営相談
	雇用や賃金等	労働相談

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第1弾）】

県からの要請で 4 月 24 日～ 5 月 6 日までの期間を継続して休業又は夜間営業時間を短縮した中小企業及び個人事業主等に対して協力金を交付します。（受付期限6月1日）

休業した場合：最大 30 万円 / 夜間営業時間を短縮した場合（食事提供施設に限る）：10 万円

【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）】

5 月 7 日～ 5 月 31 日までの全期間（少なくとも期間中20日間、遅くとも 5 月 12 日から 5 月 31 日までの間）、県からの要請等により休業又は夜間営業時間を短縮（食事提供施設に限る）、又は県からの要請はないが自主的に休業した中小企業及び個人事業主等に対して 1 事業者当たり 10 万円の協力金を交付します。

売上が前年同月比 50%以上減少した事業者に以下の範囲内で給付金を支給します。

法人：上限 200 万円

個人事業主：上限 100 万円

売上が減少している小売店や飲食店・非対面販売への転換や、IT技術の導入による省力化等に要する経費の一部を補助します。

一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。

感染症拡大防止のため、テレワークの新規導入に取り組む中小事業者を支援します。

1 企業当たり上限100万円

（対象となる事業の実施期間は 5 月 31 日まで）

臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇（年次有給休暇でない有給休暇）を取得させた事業主に対して助成金を支給します。

1 日当たり上限 8,330 円

臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となり休業をした個人事業主又はフリーランスに対し助成金を支給します。

1 日当たり 4,100 円（定額）

【無利子融資】

民間金融機関を通じた資金繰り支援として、当初 3 年間実質無利子の「神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金」等があります。

【無利子融資】

当初 3 年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。

【無利子融資】

当初 3 年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。

【無利子貸付】

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ、緊急の貸付等を実施します。

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、無担保・延滞金なしで 1 年間国税・県税の徴収の猶予を受けることができます。

厚生年金保険料等の納付の猶予が受けられます。

上下水道料金の支払い猶予が受けられます。

経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策のご案内をしています。

解雇や退職、賃金、労働時間など、働く方や事業主からのご相談をお受けします。

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

☎ 045-285-0536

☎ 050-1744-5875

※「音声案内」が流れたら「9 番」を選択してください

持続化給付金事業コールセンター

☎ 0120-115-570

県中小企業支援課(問い合わせダイヤル)

☎ 070-1187-0382

☎ 070-1187-1304

神奈川労働局 神奈川助成金センター

☎ 045-650-2801

雇用調整助成金コールセンター

☎ 0120-60-3999

テレワーク相談センター

☎0120-91-6479

学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター

☎ 0120-60-3999

最寄りの民間金融機関

神奈川県信用保証協会

☎ 045-681-7178 他

日本政策金融公庫各支店

（日本政策金融公庫 HP 参照）

商工中金各支店

（商工中金 HP 参照）

各市区町村社会福祉協議会

（県社会福祉協議会HP 参照）

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談
コールセンター ☎ 0120-46-1999

国税：各税務署

県税：各県税事務所

各年金事務所

各水道局

新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル他

（公財）神奈川産業振興センター

☎ 045-633-5201

商工会・商工会議所

神奈川労働局総合労働相談センター

☎045-211-7358

かながわ労働センター

☎045-662-6110 他

民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

制度概要

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも
実質無利子※・無担保・据置最大5年融資を拡大します。
あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の
保証料を半額又はゼロにします。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

対象要件

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 （事業性あるフリーランス含む、小規模のみ）	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 （上記除く）	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

その他の要件

- 融資上限額：3000万円
- 補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

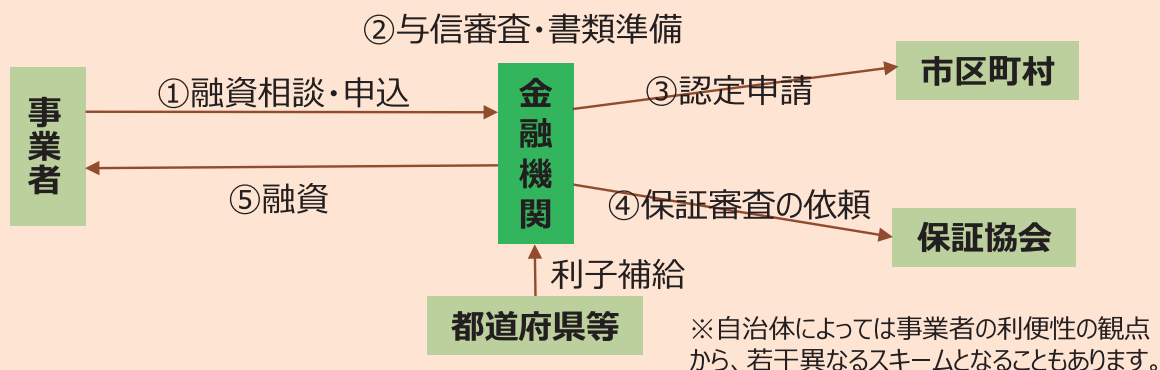
裏面でよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。
まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

5月1日より順次各都道府県等にて制度を開始しますので、
まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① 市区町村認定書 (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
※令和2年1月29日～7月31日までに取得した認定書の有効期限は8月31日まで延長されます。
- ② 金融機関必要書類
- ③ 保証協会必要書類 など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。



Press Release

報道関係者各位

令和2年5月19日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：松永 久

課長補佐：宮本 淳子

(代表) 03-5253-1111

雇用調整助成金の手続を大幅に簡素化します

～オンラインによる申請受付も始まります～

先般（5月6日）、雇用調整助成金の申請手続の更なる簡素化についてお知らせしましたが、具体的な内容が決まりましたのでお知らせします。

また、5月20日（水）より雇用調整助成金のオンライン受付を開始します。

これらにより、事業主の申請手続の負担を軽減するとともに、支給事務の一層の迅速化を図ります。

1. 小規模事業主の申請手続の簡略化について

雇用調整助成金の支給申請に当たっては、従業員1人当たりの平均賃金額を用いて助成額を算定していました。

今般、小規模の事業主（概ね従業員20人以下）については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定（※）できるようになりました。

また、休業についての申請様式を簡略化するとともに、支給申請をスムーズに行うことができるよう、申請マニュアルを作成しました。

※ 助成額 ＝ 「実際に支払った休業手当額」 × 「助成率」

2. 雇用調整助成金のオンライン申請開始について

これまで、雇用調整助成金の支給申請は、窓口へ持参するか郵送しなければなりませんでした。が、事業主の更なる利便性向上のため、オンラインでの申請受付を開始します（5月20日（水）12:00より）。ホームページは次のとおりです。

なお、申請にはメールアドレスとショートメールが受け取れる携帯電話が必要になりますのでご準備いただき、ホームページへアクセスしてください。

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

3. 休業等計画届の提出を不要とすることについて

雇用調整助成金の支給を受けるにあたり、事前に提出が必要な休業等計画届について、新型コロナウイルス感染症に伴う特例として、令和2年6月30日までの事後提出を可能とし、2回目以降の提出は不要としていました。

今般、申請手続の更なる簡略化のため、初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続とすることとしました。

※ 休業等計画届と一緒に提出していた書類の一部については、支給審査に必要なため、支給申請の際に提出していただきます。

4. 助成額の算定方法の簡略化について

小規模の事業主以外の事業主についても、支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡素化し、次のように算出できるようになりました。

- (1) 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて、1人当たりの平均賃金額を算定できるようになりました。
この場合、お手元に保管している納付書をご利用ください。
- (2) 「所定労働日数」の算定方法を簡素化しました。詳しくは、雇用調整助成金の支給要領をご覧ください。
 - ① 休業等実施前の任意の1か月を基に「年間所定労働日数」を算定
 - ② 「所定労働日数」の計算方法の簡略化

5. 雇用調整助成金の申請期限について

雇用調整助成金の申請期限は、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内となっています。ただし、新型コロナウイルスの影響を受けて休業を行った場合、特例として、支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業の申請期限を令和2年8月31日までとします。

また、支給申請の添付書類として給与明細の写しなどを提出いただきますが、賃金締切日以降、休業手当に係る書類など必要書類が確定していれば、その時点から支給申請をすることができます。

(※) なお、緊急雇用安定助成金についても1～5と同様の取扱いとなります。

【公表資料】

- 小規模事業主の申請様式対照表
- 雇用調整助成金支給申請マニュアル
- 「雇用調整助成金等オンライン受付システム」について

新型コロナウイルス感染症対策下における 集団健康診断の対応について

神奈川県トラック協会では集団健康診断を実施していますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、参加者各位の健康・安全面を第一に考慮した結果、**当面の間実施いたしません**ので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

今後の予定につきましては、感染状況の動向を十分に踏まえて、集団健康診断の実施が決定次第、各サービスセンターよりご案内させていただく予定です。

右のQRコードより「厚生労働省ホームページ」
「新型コロナウイルスに関するQ&A」（企業の方向け）
「6 安全衛生」の項目で健康診断の実施について
の対応がご覧いただけます。



※新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）より抜粋

＜健康診断の実施＞

問） 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を延期するといった対応は可能でしょうか。

答） 事業者は労働安全衛生法第66条第1項の規定に基づき、労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期に一般健康診断を行うことが義務付けられています。しかしながら、令和2年2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクがあることが示されていること等を踏まえ、これらの**一般健康診断の実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えありません。**

また、事業者は、労働安全衛生法第66条第2項及び第3項並びにじん肺法の規定に基づき、有害な業務に従事する労働者や有害な業務に従事した後配置転換した労働者に特別の項目についての健康診断を実施することや、一定の有害な業務に従事する労働者に歯科医師による健康診断を実施すること等が義務づけられています。これらの特殊健康診断については、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、法令に基づく頻度で実施いただく必要があり、そのためには、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性のある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断の実施人数を制限するなどにより、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じていただく必要があります。ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、**特殊健康診断等の実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えありません。**

また、これらの取扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。

令和 2 年 5 月 7 日
 関東運輸局
 自動車技術安全部技術課

自動車検査証の有効期間を延長します（対象期間の延長）

～新型コロナウイルス感染症対策～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間が令和 2 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの自動車について、全国一律に令和 2 年 7 月 1 日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、対象地域である全国 47 都道府県において、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第 61 条の 2 の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、令和 2 年 5 月 8 日付けで公示することとしましたのでお知らせします。

○対象車両

自動車検査証の有効期間が満了する日が、6 月 1 日から 6 月 30 日までの自動車全て

※ 令和 2 年 4 月 7 日付け及び令和 2 年 4 月 16 日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和 2 年 4 月 8 日又は 17 日から同年 5 月 31 日までのもの（令和 2 年 2 月 28 日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和 2 年 4 月 30 日としたものを含む）を、令和 2 年 6 月 1 日を満了する日としたものを含む。（別紙 参考 1 参照）

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

有効期間の満了する日	平成 32 年 6 月 30 日
------------	------------------

○措置内容

自動車検査証の有効期間を 7 月 1 日まで延長

○継続検査の手続き

対象車両については、7 月 1 日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

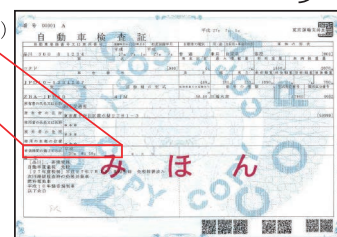
○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが 7 月 1 日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

○伸長の詳細につきましては、国土交通省の関連ホームページをご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/index.htm>



新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱い (国土交通省)

国土交通省より、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、アルコール検知器の使用方法等について、アルコール検知器協議会の知見を踏まえ、下記の通り留意することが適当と考えられるとの通知がありました。

○アルコール検知器の除菌について

アルコール検知器を介しての感染に関し、新型コロナウイルスのみならず他の感染症については、ストローを使用者ごとに取り替える等により、使用者同士で直接的に接触しないことから、感染する可能性は極めて低いと考えられます。このため、アルコール検知器を除菌することや、車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底することも一案です。除菌に際しては、機器によって適切な除菌方法が異なることから、自社で使用する検知器のメーカーに問い合わせることが適当です。

○アルコール検知器の誤検知の防止について

手指や検知器をアルコールで除菌した直後にアルコール検知器を使用すると、揮発したアルコールにより誤検知する可能性があることから、必要に応じてアルコール検知器協議会の作成したチラシを参考にすること、除菌後一定時間を置いてからアルコール検知器を使用すること等の措置を採ることが適当です。

※各メーカーの新型コロナウイルス対策におけるアルコール検知器の除菌についてはアルコール検知器協議会 HP に掲載しています。

COVID-19

新型コロナウイルス対策に対応した アルコール検知器使用

にあたっての留意事項

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。



手順①

手指を
アルコール除菌



手順②

石鹸で手指洗い



手順③

アルコール検知器
の使用



手順④

手指を
アルコール除菌



○アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。

○手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかかることがありますので、十分石鹸で手指洗いを行ってからアルコール検知器を使用してください。

○また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗浄剤を置かないでください。数値表示したり、数値がゼロに覆りやすくなる可能性があります。

※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。



アルコール検知器協議会
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM

新型コロナウイルス感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱い（特例措置） （国土交通省）

国土交通省より、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い適性診断（義務診断）の受診の取扱い（特例措置）について、下記の通り通知がありました。

○事故惹起運転者への特定診断の受診に係る特例措置について

事故惹起運転者への特例診断Ⅰまたは特例診断Ⅱの受診については、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指針」という。）第二章4（1）において「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

○初任運転者への初任診断の受診に係る特例措置について

初任運転者への初任診断の受診については、指針第二章4（2）において、「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

○高齢運転者への適性診断の受診に係る特例措置について

高齢運転者への適性診断の受診については、指針第二章4（3）において、「65才に達した日以降1年以内」、「65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後3年以内ごと」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

新型コロナウイルス感染症まん延防止に向けた来庁抑制について

関東運輸局より新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、感染拡大を防止する新しい生活様式の普及が求められる当分の間にあっては、「緊急事態宣言発出期間中における来庁抑制」と同様に、引き続き協力依頼の通知がありました。

○貨物自動車運送事業の各種申請・届出（実績報告書等）は、郵送による提出が可能であることから、極力、郵送によるご提出をお願いいたします。

○提出期限に余裕がある等の各種申請・届出、報告書の提出等は、可能な限り控えていただくようお願いいたします。

また、来庁される場合であっても、できるだけその機会を減らしていただけるよう、各種申請や届出はまとめてご提出いただくなどの工夫をお願いいたします。

神奈川県トラック協会 主催

「雇用調整助成金」緊急相談会 を開催します！

◆問合せ先：防災対策室 ☎045-471-5511

当協会では、社会保険労務士の協力により、会員の皆様を対象とした新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金に係る緊急相談会を開催します。
社会保険労務士の相談員が雇用調整助成金制度の説明や申請に関する個別相談に対応します。
事前予約制となっていますので、お早めにお申込みください。

【雇用調整助成金とは】

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。
詳細は厚生労働省のホームページを参照ください。



相談会日程

令和2年6月1日～6月29日までの
毎週 月曜日・水曜日・金曜日

午前9時30分～午後4時00分
会場：神奈川県トラック総合会館 会議室

要予約

対 象	会員事業者の経営者、管理者等
相談時間	上記日程のうち、 1社あたり1時間以内
相談員	社会保険労務士等
費用	無 料
申込方法	事前予約制(原則開催日前日まで)先着順にて受付ます。 申込はお電話にて受付します。 ※FAX・メールでのお申込みは出来ません。 ☎045-471-5511にお電話いただきご予約下さい。 ※お申込み状況によりキャンセル待ちとなる場合があります。
注意事項	本緊急相談会への参加は雇用調整助成金の支給を保証するものではありませんのでご承知おきください。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場では各ブースの距離を開ける等の措置を行いますが、マスク持参等御自身での予防対策にもご協力ください。

令和2年度 第1回（通算187回）理事会が書面決議にて実施されました

新型コロナウイルス感染拡大予防として、令和2年度第1回（通算187回）理事会が一般社団・財団法人法96条に基づき書面決議にて実施されました。

「令和2年度 第52回全国トラックドライバーコンテスト神奈川県大会」開催中止について（お知らせ）

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

「令和2年度第52回全国トラックドライバーコンテスト」の中止に伴い、7月に開催を予定しておりました「トラックドライバーコンテスト神奈川県大会」につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加者及び関係者の健康・安全面を第一に考慮した結果、中止とさせていただくことといたしました。

参加者並びに関係の方々にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

「第37回 交通安全こどもショー」開催中止について（お知らせ）

■問合せ先 総務部 広報課 TEL 045-471-5511

毎年（9月、10月頃）、神奈川県民ホールにて「交通安全こどもショー」を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来場者の健康・安全面を第一に考慮した結果、中止とさせていただくことといたしました。

ご理解の程よろしくお願いいたします。

一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃が告示されました

国土交通省では、改正貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、4月24日に「標準的な運賃」の告示を行いました。

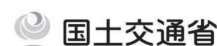
「標準的な運賃」の告示は、荷主に対する交渉力が弱いことや令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されていること等を踏まえて、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

全ト協においては、荷主・会員事業者の方に積極的に周知を図るため、次の取り組みを検討していますので、詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

- (1) 「標準的な運賃」告示に係る解説書（仮称）の作成・配布
- (2) 会員事業者向け説明会の開催
- (3) 荷主向け業界紙への広告掲載
- (4) 会員事業者が取引する荷主へのパンフレット等の作成・送付

※標準的な運賃に係る基本的な考え方等の詳細な内容については、神ト協HPに掲載していますので、ご参照してください。

改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（告示:令和2年4月24日）



- ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、「標準的な運賃の告示制度」が創設。
- 標準的な運賃は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に、②適正な利潤を加えたものを基準。原価の算定に当たっては、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、②コンプライアンスを確保できることを前提。

1. 運賃表の設計方針

○運賃表の基本

⇒ 貸切(チャーター)を前提として、(1)距離制、(2)時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

○車種等の違い

⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)について設定。 ・ ドライバン型のトラックを基準として算出。 ※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

○地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金(待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等)については、運賃表とは別に項目を規定。

※待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定(30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入)。

3. 「適正な原価」の考え方

○元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

○減価償却費(車両)

⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、5年での償却を前提に算出。

○人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

○間接費(一般管理費等)

⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

○借入金利息

⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

○帰り荷の取扱い

⇒ 実車率50%の前提で算出。

4. 「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益(営業外収入を除く。)として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

Information

I 距離制運賃表 (抜粋)

関東運輸局

(単位:円)

キロ程 車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	9,070	10,360	13,430	17,280

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別 局 別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
加 算 額	基礎走行キロを超える場合 は、10kmを増すごとに		北海道	280	340	510	710
			東北	280	340	510	710
			関東	280	340	510	720
			北陸信越	280	340	510	710
			中部	280	340	510	710
			近畿	280	340	510	710
			中国	280	340	510	710
			四国	280	340	510	710
			九州	280	340	510	710
			沖縄	280	340	510	710
		基礎作業時間を超える場合 は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であつ て、午前午後をわたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算す る。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
			東北	2,720	2,850	3,050	3,600
			関東	3,820	4,000	4,280	5,060
			北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
			中部	3,430	3,590	3,850	4,550
			近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
			中国	3,020	3,160	3,390	4,000
			四国	2,810	2,940	3,150	3,730
			九州	2,840	2,980	3,190	3,770
			沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

時間 車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合にお いて30分までごとに発 生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

Information

令和2年度／各種助成事業

助成事業			主な助成対象
交通安全 労務対策事業	①	安全機器等導入促進助成事業 (ドライブレコーダー装置)	ドライブレコーダー装置 ※全ト協指定機器 A 簡易型 B 標準型 C 運行管理連携型
		安全機器等導入促進助成事業 (EMS (デジタコ等) 装置)	EMS (デジタコ等) 装置 ※全ト協指定機器
		安全機器等導入促進助成事業 (①バックアイ装置) (②サイドビューカメラ装置) (③バックセンサー装置) (④IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器) (⑤アルコールインターロック装置)	①バックアイ ※全ト協指定機器 ②サイドビューカメラ ※全ト協指定機器 ※車両総重量7.5t以上の事業用車両の左側に装着した場合のみ ③バックセンサー ※神ト協指定機器 ④IT点呼時に使用する携帯型アルコール検知器※全ト協指定機器 ※「安全性優良事業所(Gマーク)」認定事業所のみ申請可 ⑤アルコールインターロック ※全ト協指定機器
	②	衝突被害軽減ブレーキ装置 導入促進助成事業	中小企業会員事業者が新たに購入した事業用貨物自動車 (車両総重量3.5トン以上8トン未満に限る) に搭載された対象装置
環境保全 対策事業	③	ドライバー等安全教育訓練促進助成事業	・特別研修(3日間) ・一般研修(2日間) ※全ト協指定 ・1日研修 ※神ト協指定
	④	環境対応車導入促進助成事業	・天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む) ・ハイブリッド自動車
	⑤	グリーン経営認証制度促進助成事業	グリーン経営認証制度の新規又は更新
	⑥	蓄熱マット等導入促進助成事業	①蓄熱マット ④エアヒーター ②蓄冷クーラー ⑤車載バッテリー式冷房装置 ③冷蔵・冷凍車向け 後付スタンバイ装置 ※④⑤は全ト協指定機器
健康 管理 事業	⑦	運転者健康診断受診促進助成事業	運転者の定期健康診断(労働安全衛生規則第44条第1項に規定する全ての項目を受診した者)
	⑧	睡眠時無呼吸症候群(SAS) スクリーニング検査助成事業	睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査 ※全ト協指定対象検査機関
	⑨	脳ドック受診促進助成事業	運転者の脳ドック健診(脳MRI健診を含む)
	⑩	血圧計導入促進助成事業	血圧計 ※全ト協指定機器
経営 改善 事業	⑪	免許・資格取得費用助成事業	①大型、中型、準中型、けん引免許の取得 ②フォークリフト運転技能資格の取得
	⑫	全ト協準中型免許取得助成事業	①準中型免許の取得(普通免許取得後含む) ②5t限定準中型免許の限定解除
営 基 金 運 事業	⑬	信用保証料助成事業	国が定めるセーフティーネット保証等を得る場合に信用保証協会に保証料を支払った事業者
	⑭	近代化基金推薦融資利子補給事業	近代化基金推薦融資を利用した際の利子の一部を補給

- 注1) 各助成事業の詳細については、「令和2年度各種助成事業のご案内」冊子に詳細な内容・申請書等が記載されていますので、申請される方は申請書部分をコピーしてご申請下さい。
- 2) 各助成事業の実施要綱については神ト協ホームページ (<https://www.kta.or.jp>) に掲載されていますので、必ず参照して下さい。
- 3) 申請受付期間が設定されている助成事業もありますので、ご注意下さい。
- 4) 各助成事業ともに予算枠(神ト協分、全ト協分)に達した時点で予告なく終了し、終了の告知はホームページに掲載します。

Information

神ト協助成額		全ト協助成額	問合せ先
1台 経費の1/2 上限 20,000円 会費請求台数まで 上限 15台		—	事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882 FAX 045-471-9055
1台 経費の1/2 上限 30,000円 会費請求台数まで 上限 15台		—	
①②④⑤ 令和2年3月1日～令和2年3月31日までに導入した場合のみ、1台経費の1/2 上限 20,000円 ③ 1台 経費の1/2 上限 20,000円 会費請求台数まで 上限各5台 (但し①②④⑤については 全ト協助成と併せて上限各5台)		①②④⑤ 令和2年4月1日以降導入した場合のみ、1台 経費の1/2 上限 20,000円 ③なし 会費請求台数まで 上限各5台 (但し①②④⑤については 神ト協助成と併せて上限各5台)	
令和2年3月1日～令和2年3月31日までに導入した場合のみ、1台経費の1/2 上限 50,000円 会費請求台数まで 上限各5台(但し全ト協助成と併せて上限各5台)		令和2年4月1日以降導入した場合のみ、1台 経費の1/2 上限 50,000円 会費請求台数まで 上限各5台(但し神ト協助成と併せて上限各5台)	
※1社3名まで 助成対象研修により、助成額が異なります。 詳細は「令和2年度各種助成事業のご案内」冊子または、神ト協ホームページをご確認ください。			
助成対象車両により助成額が異なります。 詳細は「令和2年度各種助成事業のご案内」冊子または、神ト協ホームページをご確認ください。			
新規 費用の1/2 上限 75,000円 更新 費用の1/3 上限 50,000円 1社1申請		—	事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882 FAX 045-471-9055
① 経費の1/2 上限 10,000円 会費請求台数まで 上限 15枚 ②③ 経費の1/2 上限 40,000円 会費請求台数まで 上限 5台 ④⑤ なし		①②③ なし ④⑤ 経費の1/2 上限 60,000円 会費請求台数まで 上限 3台	
1人 3,000円 会費請求台数まで 上限延べ 200名		—	
—		1人検査費用の1/2 上限 2,500円 会費請求台数まで 上限延べ 200名	
1人 受診費用の1/2 上限 10,000円 1社あたり上限 5名		—	
—		1台 経費の1/2 上限 50,000円	
免許種別、教習所等で助成金額が異なります。 詳細は「令和2年度各種助成事業のご案内」冊子または、神ト協ホームページをご確認ください。		—	事業部 業務課 TEL 045-471-8882 FAX 045-471-9055
—		① 1人 40,000円 ② 1人 25,000円 1社 20万円まで	
助成対象により助成額が異なります。 詳細は「令和2年度各種助成事業のご案内」冊子または、神ト協ホームページをご確認ください。			
0.3%利子補給			

- 5) 各助成事業の執行状況についてはホームページ等により広報します。
- 6) 安全機器等導入促進助成事業における1台当たりの助成額について、国・他団体の助成金を含む助成額の合計が、対象経費の総額の1/2を超えて助成しない。
- 7) ドラレコ・EMS装置一体型の助成総額は対象経費の総額の1/2を超えて助成しない。
- 8) 健康診断受診料の助成総額は対象経費の総額を超えて助成しない。

環境省 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業)のご案内

(一財)環境優良車普及機構(LEVO)が執行団体(窓口)となり、中小トラック運送業者について燃費性能の高い低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援し、低炭素社会の創出を促進することを目的に標記事業が実施されることとなりましたのでお知らせいたします。

概要は以下の通りとなっておりますが、詳細につきましては(一財)環境優良車普及機構HP【<http://www.levo.or.jp/>】よりご確認ください。

1. 補助対象事業者

- ①中小企業基本法の中小企業(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)である一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者
- ②①に貸し渡す自動車リース事業者

2. 補助対象車両

- ①低炭素型ディーゼルトラック(総重量3.5トン超)であって平成27年度重量車燃費基準+大型車5%以上達成車、中型小型10%以上達成車
- ②令和2年4月1日~令和3年1月29日までに新車登録された車
- ③但し割賦といった購入形態は不可(手形はディーラーの完済された証明などがあれば可)
- ④経年車の廃車を伴わない新車についても補助対象

3. 補助基準額

- ①廃車(スクラップ)を伴う申請の基準額: 価格差の1/2
 - ②廃車のない申請の基準額: 価格差の1/3
- ※価格差: 低炭素型ディーゼルトラックと標準的燃費水準の車両との価格差
※上記基準額の具体額を示せば以下の通り

<参考: 基準額>	2015年度 燃費基準	基準額(円)	
		廃車有	廃車無
大型(総重量12トン超)	+10%以上	750,000	500,000
	+5%以上	500,000	375,000
中型(総重量7.5トン超~12トン以下)	+10%以上	420,000	280,000
小型(総重量3.5トン超~7.5トン以下)	+10%以上	150,000	100,000

4. 申請受付期間等

- ①申請受付期間: (一財)環境優良車普及機構HPに掲載(5月22日時点では未定)
- ②申請台数: 1事業者2台まで
- ③受付状況: (一財)環境優良車普及機構HPに随時掲載

5. 問合せ・申込先

一般財団法人環境優良車普及機構
「低炭素型ディーゼル車等普及事業」執行グループ
TEL 03-5341-4577

※公募要領については、廃車要件等決定されていない項目があるため、決定され次第(一財)環境優良車普及機構のホームページに掲載予定。

6月は環境月間、不正改造車排除強化月間です

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

6月は、環境にやさしい活動を推進する環境月間（環境省主唱）ならびに不正改造車排除強化月間（国土交通省主唱）です。

会員のみなさまにおかれましては、エコドライブの実施等、環境保全運動へより一層取り組まれますようお願いいたします。

環境保全のための啓発物（ステッカー・冊子類）をご入用の方は上記問合せ先までご連絡ください。

不正改造車排除強化月間の詳細については、全日本トラック協会ホームページ
(http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/fuseikaizou_haijo2019.html) をご覧ください。

◎環境保全のための啓発物◎



内容については下枠をご覧ください

◎環境保全のための啓発物◎

- ・ステッカー類（画像上1つ）……車両に貼付するステッカーです。
 - ①エコドライブ実施中 アイドリング・ストップ宣言!!
- ・小冊子（手帳）類（画像下2つ）……ドライバー教育用の小さな冊子です。
 - ①エコドライブ推進手帳
 - ②トラックドライバーが日常行うべき事項
- ・冊子類（A4サイズ）……社内での教育・事業所に置くための冊子です。
 - ①エコドライブ推進マニュアル
 - ②事業用トラックの点検整備ハンドブック



自動車NOx・PM法に基づく 「自動車使用管理計画」及び「定期の報告」について



自動車NOx・PM法により、同一都県の対策地域に使用の本拠を有する対象自動車を30台以上使用する自動車運送事業者等は、自動車管理計画及び定期の報告を作成し、管轄の運輸局長に提出することが義務付けられています。

このうち、定期の報告については、毎年6月30日までが提出期限となっておりますので、該当される事業者の方は関東運輸局・神奈川運輸支局までご提出ください。

<問合せ先>

・国土交通省 関東運輸局 貨物課
〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57
TEL 045-211-7248 FAX 045-201-8802

全ト協 優秀運転者顕章(金・銀)候補者の推薦について

貨物自動車運送事業等運転者に対する顕章が実施されます。

貴事業所に候補者がおられましたら、次項の候補者推薦書に記入いただき、是非ともご推薦くださるようお願いいたします。

<資格要件>

現在運転者であって、過去の期間を通して次の各項に定める期間無事故であり、かつ無違反であったもの。

◎金十字章

満20年以上（但し、そのうちトラック事業の運転者として15年以上勤務している者）

◎銀十字章

満10年以上（同7年以上）

■問合せ先 総務部 総務広報課 TEL 045-471-5511

<提出書類>

推薦書を神ト協HP（会員専用）よりダウンロードし、各該当種別（金・銀）、候補者名とふりがな、生年月日、会社名、無事故・無違反期間（令和2年5月末より遡って記入）、運転免許証番号、備考欄には以前受章された年と種別を記入してください。（同種の2回以上の受章はできません。）

※無事故無違反証明書等は不要です。

<推薦締切日>

令和2年7月31日（金）

顕章伝達は、令和3年2月頃に伝達されます。

<提出先>

〒222-8510
横浜市港北区新横浜2-11-1
（一社）神奈川県トラック協会
総務部 総務広報課 中嶋

優秀運転者顕章候補者推薦書

(神奈川県トラック協会)

ふりがな 氏 名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号 (12桁)	備考
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 2年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 2年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 2年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 2年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 2年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 2年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 2年 5月 末日 第 年	号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日 至 令和 2年 5月 末日 第 年	号	
昭 年 月 日生			至 令和 2年 5月 末日 第 年	号	

※当推薦書に記載された候補者の情報 (個人情報) は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

推薦者名簿の通し番号

ページ

○金章…平成12年6月1日以前
○銀章…平成12年6月2日から平成22年6月1日まで

運転者(局長・支局長)表彰の候補者推薦について

■問合せ先 総務部 総務広報課 担当：中嶋 TEL 045-471-5511

運転者(局長)表彰の候補者推薦について

貨物自動車運送事業運転者（関東運輸局長）表彰の推薦が本年も行われます。

この表彰は、事業用自動車の運転者を対象に行われているものです。

貴事業所に下記の資格要件を満たす運転者がおられましたら、是非ともご推薦くださるようお願いいたします。

※10月に行われる予定の表彰式に出席が必須となります(代理可)。ご承知おきください。

<資格要件>

1. 神ト協会長表彰及び運輸支局長表彰を受けた者。
2. 運転者として本年5月31日時点で満15年以上運輸業界に勤務している者で、その間責任事故がなく、また、本年5月31日時点から遡って5ヵ年の間に交通違反がない者。
3. 上記勤務期間のうち、現在勤務する事業所に本年5月31日時点から遡って5年以上引き続き勤務している者。

<提出書類>

- ① 功績調書
- ② 履歴書
- ③ 在職証明書

(現職場にて在職15年未満の場合、前職（貨物の運転者として勤務に限る）の在職期間証明書も必要となります）

- ④ 無事故無違反証明書（本書）

(自動車安全運転センターで本年5月31日以降発行のもの)

- ⑤ 責任事故に対する申立書

- ⑥ 協会長表彰及び運輸支局長表彰の賞状の写し

※提出書類の様式は神ト協HP会員専用ページからダウンロードしてください
(<http://www.kta.or.jp/>)。

<提出部数>

各3部（3部のうち2部はコピー可）

<推薦締切日>

令和2年6月26日(金)必着

<提出先>

〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1
(一社)神奈川県トラック協会
総務部 総務広報課 中嶋

運転者(支局長)表彰の候補者推薦について

貨物自動車運送事業運転者（神奈川運輸支局長）表彰の推薦が本年も行われます。

この表彰は、事業用自動車の運転者を対象に行われているものです。

貴事業所に下記の資格要件を満たす運転者がおられましたら、是非ともご推薦くださるようお願いいたします。

<資格要件>

1. 神ト協会長表彰を受けた者。
2. 運転者として本年5月31日時点で満10年以上運輸業界に勤務している者で、その間責任事故がなく、また、本年5月31日時点から遡って5ヵ年の間に交通違反がない者。
3. 上記勤務期間のうち、現在勤務する事業所に本年5月31日時点から遡って5年以上引き続き勤務している者。

<提出書類>

- ① 功績調書
- ② 履歴書
- ③ 在職証明書

(現職場にて在職10年未満の場合、前職（貨物の運転者として勤務に限る）の在職期間証明書も必要となります）

- ④ 無事故無違反証明書（本書）

(自動車安全運転センターで本年5月31日以降発行のもの)

- ⑤ 責任事故に対する申立書

- ⑥ 協会長表彰の賞状の写し

※提出書類の様式は神ト協HP会員専用ページからダウンロードしてください
(<http://www.kta.or.jp/>)。

<提出部数>

各2部（2部のうち1部はコピー可）

<推薦締切日>

令和2年7月3日(金)必着

<提出先>

〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1
(一社)神奈川県トラック協会
総務部 総務広報課 中嶋

令和2年(第56回)事業用自動車事故防止コンクールの実施について

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

本コンクールは、本年度で56回目を迎え、旅客及び貨物の安全輸送を使命とする事業用自動車関係団体が一致協力し、会員事業者及び運転者の交通安全意識の高揚と安全運転の徹底に努め、交通事故の防止を目的としております。

なお、会員事業者は全社、本コンクールに参加することとなっておりますので、下記重点事項等を踏まえ、本コンクールを積極的に実施してくださいようお願いいたします。

記

1 実施期間

令和2年6月1日(月)から令和2年8月31日(月)まで

2 スローガン

プロドライバーとしての模範運転を示そう
適切な運行管理で事故防止に努めよう

3 重点事項

- (1) 子ども・高齢者・障がい者等交通弱者への思いやり運転の励行
- (2) 歩行者、自転車、二輪車に注意した運転の徹底
- (3) シートベルトの正しい着用の徹底
- (4) 交差点事故の防止
- (5) 飲酒運転、過労運転の根絶
- (6) 事業用自動車総合安全プラン2020の着実な推進
- (7) 健康に起因する事故を防止するための運行管理の徹底
- (8) 交差点付近では歩行者、自転車、二輪車に注意し、特に左折時の巻き込み事故をなくそう

- (9) 適切な車間距離の厳守により、追突事故を防ごう
- (10) 深夜・早朝の運行時は視認性が低い為、道路状況に注意し適切な運行を徹底しよう
- (11) 適切な日常点検を実施し、整備不良事故を未然に防ごう

4 ステッカー及びポスター

郵送にてステッカー並びにポスターを配布いたしますので、上記期間中運転席左側ドア(ガラス部分を除く)に貼付してください。

また、ポスターにつきましても、事業所の目に付きやすい場所に掲示してください。

5 報告書の提出

会員事業者は、実施期間終了後、後日送付される報告書(9月初旬に往復葉書を送付します。)に、実施期間3ヶ月の延べ走行キロ数を記入し、9月末日までに当協会に提出してください。報告書提出事業者は、実施要領の表彰規程に基づき、審査・表彰を行います。

なお、報告書が期日までに提出されませんとコンクール期間中、たとえ無事故であっても表彰審査の対象となりませんので報告書は必ずご提出ください。

6 表彰

表彰は、年間を通じて行政処分及び交通事故(人身事故等)が無く、且つ交通安全に寄与し、特異事案等の発生していない事業者を対象に、コンクール期間中の延走行キロ数に応じて、県警本部長及び運輸支局長表彰、主催団体各協会長表彰、主催3協会連名顕彰に区分して表彰を行います。



Information

可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)貸出のご案内 ～運転適性を「アクセスチェッカー」で簡易診断します～

Information

事故防止対策事業の一環として、「可搬型運転操作検査器（アクセスチェッカー・ミニ）」を会員の皆様に貸し出ししております。

本検査器は、いつでも、どこでも、運転者の空き時間を利用し、短時間で簡単に検査ができ、検査後即時に検査結果の解析データが得られます。

本検査器は各サービスセンターに配置しております。是非、運転者に対する安全教育、交通事故防止にご活用ください。また、例年4月～6月のご利用は大変混み合いますので、早めのご利用をご検討ください。

【注意事項】

本検査器における診断結果は、貨物自動車運送事業輸送安全規則により受診が義務付けられている初任診断及び適齢診断等の診断結果として取扱うことはできませんが、一般診断（任意診断）の診断結果と同等に取扱うことができます。なお、本検査器における診断は、安全性評価事業（Gマーク）における「安全性に対する取組の積極性」事項の「特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている」の項目において加点の対象となります。

《運転操作検査の内容と構成機器》

運 転 操 作 検 査 器	①単純反応検査……………反応の速さと正確さを測定（約5分） ②選択反応検査……………操作の選択と正確さを測定（約5分） ③ハンドル操作検査……………正確なハンドル操作を測定（約5分） ④注意配分・複数作業検査……………複数課題への注意配分を測定（約5分）
検 査 所 要 時 間	1人当たり約20分、結果表の印刷は即時に可能
構 成 機 器	①ハンドル・ペダル・パソコン・プリンタ ②構成機器はスーツケースに収納



《貸出について》…可搬型運転操作検査器運用規程の抜粋

貸 出 対 象 地 域	神奈川県内
貸 出 期 間	1週間
貸 出 費 用	無料
申 込 方 法	電話にて予約の上、利用申込書を提出してください。

《貸出申込み・問合せ》※お近くのサービスセンターにお申込みください。

申 込 先	連 絡 先
川 崎 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 044-544-2217 / FAX 044-555-8855
横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 045-471-8884 / FAX 045-620-5201
相 模 原 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 046-285-1919 / FAX 046-286-2384
県 南 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 0466-52-7502 / FAX 0466-52-8035
県 央 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 046-281-7704 / FAX 046-281-9908

◆ ◆ 血圧計貸出のご案内 ◆ ◆

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

過労死や健康起因事故の原因（脳疾患等）となる高血圧の予防を推進するため、会員の皆様へ血圧計の貸出を行っております。本機器を乗務前点呼等で使用し、日常の健康管理対策や、異常時の乗務停止判断などに役立つ血圧計の導入をご検討ください。

お申込みは、神ト協ホームページの血圧計貸出運用規程（会員専用ページ→健康管理事業）を必ずご覧の上、お近くのサービスセンターへ予約してください。（血圧計導入を検討されている方は、血圧計導入促進助成事業を行っておりますので、神ト協ホームページをご覧ください。）

【貸出機器】

オムロンヘルスケア(株) 自動血圧計 健太郎
HBP-9020

【主な特徴】

- ・測定結果が即時に印刷されます。
- ・正確測定サポート機能が搭載されており、簡単に一人で正しく測れる血圧計です。
- ・腕周17～42cmまで測定可能です。



【貸出について】

貸 出 対 象 地 域	神奈川県内
貸 出 期 間	2週間
貸 出 費 用	無料
貸 出 方 法	機器の借用、返却は会員事業者様がサービスセンターにて行ってください。

【貸出申込み】 ※お近くのサービスセンターにお申込みください。

申 込 先	連 絡 先
川 崎 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 044-544-2217 / FAX 044-555-8855
横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 045-471-8884 / FAX 045-620-5201
相 模 原 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 046-285-1919 / FAX 046-286-2384
県 南 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 0466-52-7502 / FAX 0466-52-8035
県 央 サ ー ビ ス セ ン タ ー	TEL 046-281-7704 / FAX 046-281-9908

—神奈川県弁護士会所属弁護士による—

□ 無 料 法 律 相 談 の お 知 ら せ □

※ 事前予約制（事業部 業務課 TEL 045-471-8882まで）※

毎月第2月曜日（祝日の場合翌週月曜日）が無料法律相談開催日です。

6月の相談日は、6月8日（月）です。

7月の相談日は、7月13日（月）です。

開催時間：①13時30分～②14時30分～ 各枠1社1時間

場 所：トラック総合会館個室（港北区新横浜2-11-1）

※新型コロナウイルスの状況により、対応等変更になる場合があります。

※各地域の神奈川県弁護士会法律相談センターでの相談もご利用いただけます。

（いずれも事前予約制となります。必ず業務課までご連絡ください。）



気軽に相談
してね！

労使問題、経営問題、金銭トラブル、
損害賠償、交通事故問題や事業継承
など…法律問題全般にお答えします。



労働保険のお知らせ

令和2年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年8月31日まで延長されました。

更新期間：6月1日（月）～8月31日（月）

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般支出金も申告・納付となります。

労働保険料は口座振替が便利です。➡

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

お問い合わせは、

神奈川労働局総務部労働保険徴収課 適用第1係・第2係・第3係

電 話 045-650-2803

適正化だより

2020年度「安全性評価事業（Gマーク）」の 申請受付についてご注意ください！

今年度の「安全性評価事業（Gマーク）」の申請書類受付につきましては、以下の通りとなりますので、申請事業所ご担当者の方はご注意ください。

申請受付期間：7月1日(水)～7月14日(火)(必着)

受付方法：原則として郵送による受付となります。
下記申請受付先へ郵送してください。

※原則は郵送による申請ですが、個別対応については下記までご連絡をお願いいたします。
例年実施している各サービスセンターでの受付は実施いたしません。

申請受付先：神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関
(一社)神奈川県トラック協会 適正化事業部
〒222-8510
横浜市港北区新横浜2-11-1
神奈川県トラック総合会館4階
TEL045-471-5877 FAX045-471-5536

適正化事業実施機関では、申請受付期間前の事前相談や作成書類の
事前確認を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【2020年度安全性評価事業（Gマーク制度）に係る特例措置】

(全ト協HPより)

1. 申請事業所への説明動画の配信：YouTube動画を全ト協HPに公表（4月28日(火)より配信）
2. 申請書受付について：今年度は原則として郵送による申請受付となります。
3. 評価項目Ⅰ（法令の遵守状況）における巡回指導について：対象期間内に実施できない場合は直近の巡回指導結果を活用します。（過去未実施の事業所については対象期間内に実施します。）
4. 評価項目Ⅲ（安全取組の積極性）における会議・研修等の取扱いについて：新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となった会議・研修会（3月～6月実施予定）について、実施・参加できなかった場合の自認書添付を認める。
5. 厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類提出について：納付猶予の申請をした事業所は2020年1月～5月分の内、いずれか1ヶ月分の納付確認できる書類の提出を認める。

※詳細は全ト協HPをご確認ください。

適正化だより

適正化巡回指導報告 令和元年11月分

神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関

1. 巡回件数

種類	通常	新規(参)	新規	特別(乗)	特別	集合	合計
件数	102	4	2	0	2	0	110

2. 総合評価

評価	A / 大変良い	B / 良い	C / 普通	D / 悪い	E / 大変悪い	F / その他	合計
件数	22	23	45	10	7	3	110

3. 指導項目・件数

指導内容		指導件数	ワースト10
I. 事業計画等			
(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか		2	
(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか		7	
(3) 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか		11	
(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か		2	
(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か		1	
(6) 届出事項に変更はないか(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)/本社巡回のみ		0	
(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか		0	
(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか		0	
II. 帳票類の整備、報告等			
(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか		0	
(2) 自動車事故報告書を提出しているか		0	
(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか		5	
(4) 車両台帳が整備され、適正に記入がされているか		0	
(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)		16	
III. 運行管理等			
(1) 運行管理規程が定められているか		2	
○ (2) 運行管理者が選任され、届出されているか		4	
(3) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか		22	⑨
(4) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか		0	
○ (5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、適正に管理しているか		21	⑩
(6) 過積載による運送を行っていないか		0	
○ (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か		30	⑦
(8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か		2	
(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か		11	
(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か		7	
○ (11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか		32	⑥
○ (12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか		58	①
○ (13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか		36	⑤
IV. 車両管理等			
(1) 整備管理規程が定められているか		1	
○ (2) 整備管理者が選任され、届出されているか		5	
(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか		19	
(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか		2	
○ (5) 定期点検基準に基づき適正に点検整備を行い、記録簿等が保存されているか		37	④
V. 労基法等			
(1) 就業規則が制定され、届出されているか		7	
(2) 36協定が締結され、届出されているか		8	
(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)		0	
○ (4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか		47	③
VI. 法定福利費			
(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか		13	
(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか		28	⑧
VII. 運輸安全マネジメント			
(1) 運輸安全マネジメントの実施は適正か		53	②
指導件数合計		489	

青年部会だより

01

(一社)神奈川県トラック協会青年部会 入会のご案内

■問合せ先 総務部 総務広報課 担当：白井 TEL 045-471-5511 FAX 045-471-9055

私達（一社）神奈川県トラック協会青年部会は菊地文明部会長を中心に、会員相互の親睦と連携を密にし、研鑽をつみながら当協会の事業活動への参画・協力を通じて貨物自動車運送事業の振興を図るとともに、社会一般の福祉の増進に役立てることを目的に活動しています。また、当部会は45歳以下のトラック協会会員事業所の経営者および、経営に携わる若手社員にて形成しています。主な活動内容としては、「経営・人材育成研修」として常設研修会や国内外

視察研修会を開催。「社会貢献事業」として小学校での交通安全教室、植栽事業ならびに社会福祉法人の園児とのふれあい事業などを開催。「会員相互及び会員家族の交流」として夏季家族会やクリスマス家族会を開催。また、「他都道府県トラック協会青年部会との交流」など。

以上のような色々な活動をしております。興味をお持ちの方は事務局までご連絡ください。

(一社)神奈川県トラック協会青年部会に入会して 為になったことは？（会員の感想より）

- * 会社の中では孤立してしまい、異業種の友人などでは閉鎖的なこの業界の内容がわからず自分をさらけ出すことができない。しかし、青年部会に入会して同業の仲間ができ自分をさらけ出すことができるようになった。
- * 同業者が集まるので、運賃や給料など他社との比較ができ情報交換などもできるようになった。
- * 99%が中小企業という孤独になりがちなトラック業界において、トラック協会青年部会に入会し仲間作りができ、視野が広がった。また、青年部会の中で他社の経営戦略や経営論（会議の仕方・事業計画の立て方等）を学べ、それを自社にどう生かすことができるかを学べる場でもある。
- * はじめは同業者であるが故、敵会社同士がなぜ集まらなければならないのかと思っていたが、同業の中にも多種多様の経営があり、また他社の経営等を参考にできた。
- * 神奈川県下の情報を広く得られるようになり、仕事のやり取りも気軽にできるようになった。
- * 青年部会の運営が会社経営の模範としてできるし、その運営の仕方も勉強になる。



各種社会貢献事業を実施しております。



研修・交流会にて知識や人脈の拡充を図ります

NEWS BOX

「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」改訂版について（時報同封）

■問合せ先 事業部 SC 統括課 TEL 045-471-8882

全日本トラック協会にて発行された「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル（令和2年4月改訂）」を今月号の時報に同封致しました。今回の主な改訂部分は、健康に関する法改正の追加と、心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン（概要版）が掲載されている点です。

追加でご希望の方は、神ト協HPページの働き方改革特設ページ→健康管理関係→トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアルからダウンロードできます。



神ト協50年史資料編 CD-ROM を同封しました

6月号のトラック時報に併せて「神ト協50年史資料編」のCD-ROMを同封させていただきましたので、ご参照くださいますようお願いいたします。



委員会・会議開催情報

第1回 常任理事会

日 時 5月8日(金) 12時00分～

場 所 7階研修室

報告事項

(1)新型コロナウイルスに係る今までの対応について

(2)役員選考委員会の審議状況について

議 題

(1)令和元年度事業報告(案)について

(2)令和元年度収支決算(案)について

(3)令和元年度公益目的支出計画実施報告(案)について

(4)新型コロナウイルスに関する会員への支援策(案)について

(5)第47回通常総会のスローガン(案)について

(6)緊急事態宣言期間延長後の対応(案)について

(7)その他

新型コロナウイルス感染拡大予防として、令和2年度第1回(通算187回)理事会が書面決議にて実施されました。



今後の主な会議・行事予定

通常総会

6月10日(水) 15時00分～



新規入会

令和2年5月8日現在 会員総数 2,331社

月 日	会社名	主な連絡先(所在地)	電話番号	車輛数	ブロック
5.1	(株)PLUS ONE	横浜市都筑区東山田2-3-24	045-620-4652	5	横浜
5.1	(株)大杉運輸	横浜市港北区新羽町2105-1-102 (本社:愛知県)	045-947-2470	14	横浜
5.8	泉車輛輸送(株)	横須賀市夏島町2-9 (本社:北海道)	046-865-0020	17	県南
5.8	(株)トラストネットワーク	相模原市中央区矢部2-15-10-2F (本社:東京都)	042-704-8595	5	相模原



県内の交通事故

(令和2年3月)

月・年累計区分	発生件数	死者数	負傷者数
3月中	1,796件	17人	2,088人
3月末	5,335件	50人	6,223人
前年同期比	-489件	+20人	-547人
増減率	-8.4%	66.7%	-8.1%



都道府県別交通事故死者数ワースト3

(令和2年3月)

順 位	1	2	3	4
都道府県	神奈川	愛知	大阪	静岡
3月中	17人	11人	10人	14人
3月末	50人	38人	38人	35人
前年同期比	+20人	+9人	+3人	+12人



一般貨物自動車運送事業用車両(トレーラーを除く)の推移

車種別

	平成31年3月末	令和2年2月末			令和2年3月末				
	車 両 数	車輛数	対前年度末		車輛数	対 前 月		対前年度末	
			増減数	比 率		増減数	比 率	増減数	比 率
普 通	46,395	46,964	569	101.2	46,992	28	100.1	597	101.3
小 型	4,592	4,004	△588	87.2	4,630	626	115.6	38	100.8
特種普通	18,457	18,636	179	101.0	18,641	5	100.0	184	101.0
特種小型	768	790	22	102.9	785	△5	99.4	17	102.2
合 計	70,212	70,394	182	100.3	71,048	654	100.9	836	101.2

1) 神奈川運輸支局 自動車保有台数調べより引用

2) 特種には、乗用の特種車を含む。

NEWS BOX

★ 社労士百科

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について

加藤 康弘（1970年生まれ）

平成19年に社会保険労務士事務所を開設。運輸事業、協同組合、メーカー等の人事労務管理を中心に経営者様向け、従業員様向け、業界、業種を問わず幅広くニーズに応えた研修を行っています。

社会保険労務士事務所
横浜総務サポートセンター（TEL 045-717-7539）

新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされる会社が多い中、注目されたのが雇用調整助成金。この助成金ですが、事業主の都合で休業した場合に支払う「休業手当」の一部又は全部が助成されるといもので、皆様の会社でも既に申請をしているか、検討をしているのではないのでしょうか。当初、支給要件が複雑で、申請の際の添付書類も多く評判が悪かったこともあり、マスコミにも連日のように取り上げられていました。苦情や不満に応えるように支給要件の緩和などが頻繁に行われ過ぎたのも更に混乱を招く結果となりました。

この助成金自体は以前からあるものです。支給要件や確認書類が厳しいのには、不正受給が原因にあるのも事実で、東日本大震災当時の記事を見ますと、2011年度には約29億円、2012年度には約51億円の雇用調整助成金の不正受給がありました。不正受給があれば確認書類が増えていくのも当然のことといえます。

しかし、今回のように100年に1度あるかないかといわれる緊急時には、それなりの対応が求められることは勿論のこと、特にこれからの時期、支給申請が集中することが予想されますので、スピード感のある柔軟な対応と支給（支払い）が滞りなく行われることが更に求められるのではないのでしょうか。

当初、この助成金の申請を考えていた事業主の方が始めの頃の支給要件や支給申請時の添付書類の内容を見て申請を諦めてしまったという話をよく聞きますが、分かりにくい面がまだあるとはいえ、当初に比べますと利用しやすくなっていると思いますので、今一度、申請の検討をすることをお勧めします。私どもの全国社会保険労務士会連合会が作成した解説動画もホームページにアップされていますので、是非、ご活用いただけたらと思います。

★ 4月・月間ベストセラーズ（総合部門）

1位	クスノキの番人	著者名 東野圭吾 出版社 実業之日本社 1,800円＋税	6位	幸福の花束Ⅲ ― 平和を創る女性の世紀へ	著者名 創価学会婦人部 出版社 聖教新聞社 682円＋税
2位	ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー	著者名 ブレイディみかこ 出版社 新潮社 1,350円＋税	7位	増補改訂版 かんたんかわいい！手作りマスク	著者名 ― 出版社 ブティック社 476円＋税
3位	流浪の月	著者名 風良ゆう 出版社 東京創元社 1,500円＋税	8位	あつまれ どうぶつの森 ザ・コンプリートガイド	著者名 電撃ゲーム書籍編集部 出版社 KADOKAWA 1,500円＋税
4位	史上最強のCEO	著者名 ジェームス・スキナー 出版社 フローラル出版 1,800円＋税	9位	シャーク & Co.	著者名 ― 出版社 デアゴスティーニ・ジャパン 450円＋税
5位	鋼鉄の法 ― 人生をしなやかに、力強く生きる	著者名 大川隆法 出版社 幸福の科学出版 2,000円＋税	10位	そうにゃんの絵本なんじかにゃ？	著者名 あんざいみわ 出版社 相模鉄道株式会社 1,200円＋税

文庫・コミック除く
2020年04月01日(水)～2020年04月30日(木) 有隣堂全店ベストセラーズ



神貨協連情報

事業用トラックドライバー研修テキスト改訂版発売のお知らせ

■問合せ先 神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会 TEL 045-471-7323

全日本トラック協会がトラック運送事業者用のドライバー教材として製作した「事業用トラックドライバー研修テキスト」の2020年改訂版が発売されました。

統計データの更新や法令改正に伴う追加等、前版から多数の変更が加えられています。

事業用トラックドライバー研修テキストの購入申込や、その他詳細については日本貨物運送協同組合連合会ホームページ（※「日貨協連」で検索）をご確認ください。

トラック運送業界に求められる知識の集大成

指導、監督指針
(告示)を体系的
にまとめて解説

安全教育の
確立を目指す

さし絵多用の
分かりやすく
読みやすい編集

**2020年
改訂版**

全73ヶ所を更新

■ 関係法令改正に伴う追加 15ヶ所
■ 統計データの更新 38ヶ所 等

**運転者への
指導・監督指針**

遵守事項、安全知識
事業用トラックドライバーに求められる
12項目の内容について、
指導・監督を
実施しなければなりません。

**初任運転者の
教育**

プロドライバーの基本
若年ドライバーをはじめとする
初任運転者に対しては、
特別な指導・教育が必要です。

**中堅・ベテラン
運転者の教育**

継続的な指導・教育
中堅・ベテランドライバーの一層の安全
意識高揚と質向上のために、
継続的、計画的な指導・教育が必要です。

事業用トラック
ドライバー
研修テキスト
全10分冊

定 価 8,000円

会員価格 5,000円

ともに税別・送料別

全日本トラック協会ホームページ（※「全ト協」で検索）では、会員限定で電子データ版が公開されています。

ミドリ安全(株)安全用品特価販売のご案内（組合員様限定）

弊会では傘下組合に加入している組合員事業者様を対象に、ミドリ安全(株)のアルコールチェッカー、腰部保護ベルト、腰部保護一体型パンツ、サングラス仕様 保護メガネ、アングルガード付スニーカーなどを斡旋しています。

公式通販サイト価格の約1～3割引でお求めいただけます。

詳しくは神貨協連までお問合せください。

（組合未加入の事業者様は対象外となります）



陸災防神奈川県支部情報

■フォークリフト講習等 資格取得のご案内（令和2年6月～8月） 陸災防神奈川県支部

陸災防神奈川県支部では、フォークリフト講習をはじめ、各種講習会を実施しております。

従業員の資格取得に活用してください。いずれの講習も席に余裕がありますのでぜひ受講してください。

なお、科目により雇用調整助成金の教育訓練に該当することもあります。詳細は神奈川県労働局職業安定部職業対策課（神奈川県労働局ホームページ→各種法令手続き→助成金・給付金→雇用調整助成金）をご参照ください。

科 目	日 時	会 場	受 講 料
フォークリフト運転技能講習	6/13(土)14(日)20(土)21(日)	北相貨物自動車協同組合（愛川） （学科・実技）	40,150円 ↓ 38,500円 ※テキスト代 （1,650円） 割引中!!
	7/11(土)12(日)18(土)19(日)		
	8/1(土)2(日)8(土)9(日)		
	6/6(土)7(日)13(土)14(日)	川崎総合物流運輸協同組合 （学科・実技）	
	7/4(土)5(日)11(土)12(日)		
	8/1(土)2(日)8(土)9(日)		
小型移動式クレーン運転技能講習	6/26(金)27(土)28(日) 満席	神奈川県トラック総合会館（学科） 川崎中央トラック協同組合（実技）	31,400円
	7/23(木・祝)24(金・祝)25(土)	北相貨物自動車協同組合（愛川） （学科・実技）	
玉掛け技能講習	6/5(金)6(土)7(日) 満席	神奈川県トラック総合会館（学科） 川崎中央トラック協同組合（実技）	21,450円
	7/3(金)4(土)5(日)	北相貨物自動車協同組合（愛川） （学科・実技）	
はい作業主任者技能講習	7/10(金)11(土)	神奈川県トラック総合会館（学科）	9,300円
安全衛生推進者（初任時）教育	7/2(木)	神奈川県トラック総合会館（学科）	8,030円
車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育	7/16(木)	神奈川県トラック総合会館（学科）	7,420円
積卸し作業指揮者教育	7/21(火)	神奈川県トラック総合会館（学科）	7,420円
※ 新交通KYT講習	6/3(水) 中止	厚木市文化会館（学科）	3,300円 ※神ト協が全額負担します （会員に限ります）
	6/11(木) 中止	神奈川県トラック総合会館（学科）	
	6/30(火) 満席	神奈川県トラック総合会館（学科）	
荷役災害防止担当管理者教育 （陸運事業者向け）	7/7(火)	神奈川県トラック総合会館（学科）	5,100円
荷役災害防止担当管理者教育 （荷主等向け）	7/14(火)	神奈川県トラック総合会館（学科）	5,100円

新横浜…神奈川県トラック総合会館 川崎…川崎総合物流運輸協同組合 厚木…厚木市文化会館

愛川…北相貨物自動車協同組合（神ト協相模原SC） 川崎中…川崎中央トラック協同組合

※ 6/3(水),6/11(木)については中止となりました。ご注意ください。

〈問合せ・申込先〉

陸災防神奈川県支部

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 トラック総合会館内 TEL 045-472-1818 FAX 045-472-1305

案内書・申込書を送付いたします。

ホームページ…[陸災防神奈川県支部](#) [検索](#) 案内書・申込書を取り出せるほか空き状況も掲載しています。

令和2年度通常総会のお知らせ

通常総会 日時：令和2年6月15日(月)14時 神奈川県トラック総合会館7階

令和2年度 全国安全週間

＜スローガン＞

「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減」

本週間： 7月1日～7月7日

*実施要綱（抜粋）については、支部ホームページをご覧ください。

健康診断の実施時期等の猶予が変更になりました

【新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対応について・・・厚労省】

3月3日付けの通達が4月21日付けで改正されました。(改正のポイント)

○一般健康診断

(変更後) 令和2年6月末までの間、実施時期を延期して差し支えない。

○特殊健康診断

(変更後) 実施することか必要であるが、十分な感染防止対策を講じることにより留意すること。
ただし、感染防止対策を講じることが困難な場合等には、実施時期を6月末まで延期しても差し支えない。

詳細は、陸災防神奈川県支部ホームページまたは厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルスに関するQ & A (企業の方向け)」をご参照ください。

STOP！転倒災害プロジェクト神奈川

6月は転倒災害防止の重点取組期間です！

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り



[主な原因]

- ・床が滑りやすい素材である。
 - ・床に水や油が飛散している。
 - ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。
- (作業環境管理)

つまずき



[主な原因]

- ・床に凹凸や段差がある。
 - ・床に荷物や商品、台車など放置されている。
 - ・暗くて足元が見えない(照度不足)
- (作業環境管理)

踏み外し



[主な原因]

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業をさせている。
 - ・暗くて足元が見えない(照度不足)
 - ・主たる作業現場でないために、掃除が十分に行われていない。
- (作業管理)

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率の向上が望めます。

4S 環境(設備)管理面の対策 [4S (整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消
- ◆ 手すり、滑止めの設置



転倒しにくい作業方法 (作業方法等の改善)

- ◆ 時間に余裕を持って行動(作業時間の適正化)
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行(教育)
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業させない



その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有(危険の見える化)
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起(転倒危険個所の見える化)





安全衛生推進者(初任時)教育のお知らせ

陸災防
神奈川県支部

労働安全衛生法においては中小規模事業場の安全衛生水準の確保・向上を目的として、事業主等の指示を受け、現場の安全衛生業務を担当する「安全衛生推進者」を選任することが義務付けられています。※1、※2
また、選任した安全衛生推進者には労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づき初任時教育を行う必要があります。※3

陸災防神奈川県支部では下記により安全衛生推進者（初任時）教育を開催いたしますので、選任された方、または選任予定者で初任時教育がお済みでない方等が多数ご受講いただけますようご案内いたします。

注：※1 選任対象の事業場・・・①常時10人以上50人未満の事業場 ②業種は運送業他

※2 安全衛生推進者の選任要件（次の要件を満たせば選任できます）

①大学、高専卒業後1年以上の安全衛生の実務経験のある方

②高校等卒業後3年以上の安全衛生の実務経験のある方

③(学歴を問わず) 5年以上の安全衛生の実務経験のある方

④安全衛生推進者養成講習修了者

※3 初任時教育（「労働災害防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針」による

本教育講習は、厚生労働省が陸上貨物運送事業の安全衛生推進者の職務遂行に必要な知識等を付与するための能力向上教育（初任時）カリキュラムに基づき実施いたしますので、ご受講いただきますようお願いいたします。【カリキュラム等詳細は当支部ホームページをご参照ください】

【安全衛生推進者（初任時）教育（能力向上教育）】

1 開催日時：令和2年7月2日(木) 午前9時から午後5時

2 開催場所：神奈川県トラック総合会館 横浜市港北区新横浜2-11-1

3 受講料：8,030円（教材費 消費税込み）

4 定員：30名

5 修了証の交付：講習を修了した方に対して、修了証を交付いたします。

6 申し込み締切：講習日の1週間前（ただし定員になり次第締切ります）

※受講申し込み・入金方法

下記の受講申込書にご記入の上、FAX送信してください。FAXによる先着順となります。

FAX送信後、ただちに（原則1週間以内）次のいずれかの方法で受講料のお支払いをお願いします。

①下記口座に受講料を振り込んでください。

②受講料を現金書留にて郵送してください。 ※入金確認後、FAXにて受講票と地図を送信いたします。

③受講料を陸災防神奈川県支部に持参してください。

事前のご入金をお願いします。講習当日のお支払いは受付しておりません。

振込口座：りそな銀行横浜支店 普通口座 0286304

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部

住所 〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 トラック総合会館4F

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部

TEL 045-472-1818 TEL 045-472-1305

ホームページ： [陸災防神奈川県支部](#) [検索](#)

..... 切り取らずにこのままFAXしてください（FAX：045-472-1305）

事業場名 令和2年 月 日

所在地 〒

TEL FAX 担当者名

受講者氏名	生年月日	役職名等

※ご記入いただいた情報は、受講者への連絡、修了証作成等講習会実施のためだけに利用します。



荷役災害防止担当管理者教育を開催します (陸運事業者向け・荷主等向け)

陸災防
神奈川県支部

厚生労働省では荷役作業における労働災害を防止するため、平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者および荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示しました。

この中で、陸運事業者および荷主等はそれぞれ、労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、荷役災害防止の担当者を指名し、その職務遂行に必要な知識を付与する教育を行うことが示されています。【カリキュラム等詳細は当支部ホームページをご参照ください】

そこで、陸災防神奈川県支部では荷役災害防止担当管理者教育を開催することといたしましたので、ご受講いただきますようご案内いたします。

<荷役災害防止担当管理者教育>

【陸運事業者向け】 開催日時：令和2年7月7日（火） 午後1時から5時	【荷主等向け】 開催日時：令和2年7月14日（火） 午後1時から5時
受講料：5,100円（教材費、消費税込み）	受講料：5,100円（教材費、消費税込み）
定員：30名	定員：30名
開催場所：神奈川県トラック総合会館 横浜市港北区新横浜2-11-1	
修了証の交付：講習を修了した方に対して、修了証を交付いたします	
申し込み締切り：講習日の1週間前（ただし定員になり次第締切ります）	

※受講申し込み・入金方法

下記の受講申込書にご記入の上、FAX送信してください。FAXによる先着順となります。

FAX送信後、ただちに（原則1週間以内）次のいずれかの方法で受講料のお支払いをお願いします。

①下記口座に受講料を振り込んでください。

②受講料を現金書留にて郵送してください。 ※入金確認後、FAXにて受講票と地図を送信いたします。

③受講料を陸災防神奈川県支部に持参してください。

事前のご入金をお願いします。講習当日のお支払いは受付しておりません。

振込口座：りそな銀行横浜支店 普通口座 0286304 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部
住所 〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 トラック総合会館4F 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部 TEL 045-472-1818 TEL 045-472-1305 ホームページ： 陸災防神奈川県支部 検索

..... 切り取らずにこのままFAXしてください（FAX：045-472-1305）

※受講する科目に○を付けてください

令和2年 月 日

☐
☐

（陸運業者向け） 荷役災害防止担当管理者教育 受講申込書

（荷主等向け） 荷役災害防止担当管理者教育 ※受講する科目に○を付けてください

事業場名

所在地 〒

TEL

FAX

担当者名

受講者氏名	生年月日	役職名

※ご記入いただいた情報は、受講者への連絡、修了証作成等講習会実施のためだけに利用します。

広告

神交共 安全情報・事故事例

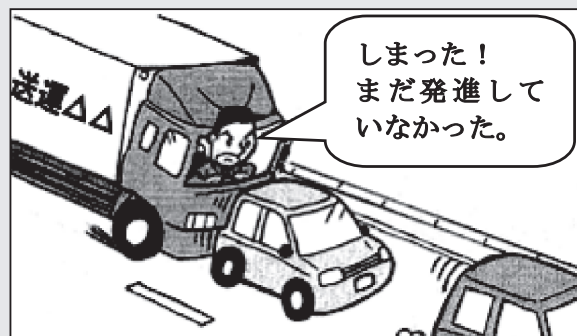
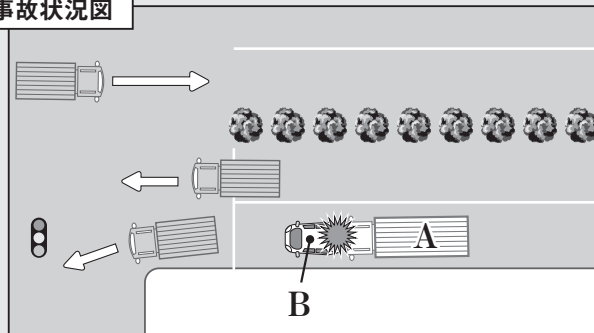
No.152

見込み発進で追突

対物賠償

総賠償額 55 万円

事故状況図



事故の状況

大型貨物車を運転するAは、信号待ちのため停止していたが、信号が青に変わり発進したところ停止中のBに追突した。

運転者の話

信号が青に変わり先頭のトラックが発進したのが見えたので、Bも発進するだろうと思い込み発進したら追突してしまいました。

事故防止のポイント

この事故の原因は、前車も発進するだろうと思い込み前方の安全確認を怠り発進したことです。交差点で停止中、信号が変わってもひと呼吸おいて、前車が動き出したのを確認してから発進しましょう。

～コメンタリー運転で事故防止～

発進時には、「前方よし！」と声を出して確認し、コメンタリー運転を実践しましょう。

<追突事故防止のポイント！>

- 交差点で信号待ちをされていて青信号に変わっても、前方をよく見てから発進しましょう。
- 走行時、黄色信号を認めたら、「前車が急停止するかもしれない」と考え、早めに停止することを心掛けましょう。

新型コロナウイルスを含む感染症対策の「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」に努めましょう。



6月の安全推進重点項目は、
追突事故の防止
(「コメンタリー運転」で事故防止)です。

6月の安全運転推進スローガン

身につけよう
小さなお守り
コメンタリー

神交共ロードサービス

神奈川県自動車交通共済協同組合の契約者サービス「神交共ロードサービス」は、多くの皆様からご好評をいただいております。

1. サービス対象車両

当組合の対人共済契約車両（構内専用車、自動二輪車及び原動機付自転車を除く）



2. 補償範囲

- ①タイヤパンク時のスペアタイヤ交換作業（1回20万円(税込)限度、スペアタイヤ代除く）
 - ②事故または故障等により走行不可能となった場合の修理工場までのレッカー搬送（1回20万円(税込)限度、脱輪・落輪による引き上げを含む）
- ※応急修理費用は含まれません。お客様都合による二次搬送等はサービス対象外（お客様負担）となります。

無料サービス

レッカー・引き上げ・タイヤ交換



有料サービス

バッテリー上がり・ガス欠・鍵開け など



※各々20万円を超えた場合は、超過額は実費負担となります。

（提携ロードサービス会社：JHRネットワークサービス株式会社）

安心と安全を廉価で提供!!

安全への取り組み

【組合員の皆様は、すべて無料でご利用いただけます】

- ・安全運転トレーニングセンター
少人数グループディスカッション
- ・輸送安全規則に基づく「特別指導講習」
[初任・事故惹起]
各月一回、協同組合アツリウでも実施（初任）
- ・輸送安全規則に基づく「特別適性診断」
国土交通大臣認定 [初任・適齢・特定 I]
- ・運転操作検査器搭載車「つばさ号」
運転操作検査器4台を搭載
- ・可搬型事故防止機器
アクセスチェッカーの貸し出し
- ・運転者講習会
当組合講師による出張講習



神奈川県自動車交通共済協同組合

〒222-8582 横浜市港北区新横浜二丁目13番地4
TEL. 045-475-2134 FAX. 045-475-2144
URL. <http://shinkokyo.or.jp>



広告

信頼のネットワークで日本のハイウェーを結ぶ



宇佐美

いつでもどこでも、よりよい品をより安く、しかも確かな技術で。

株式会社 東日本宇佐美

〒135-0053 東京都江東区辰巳1-7-17 東日本宇佐美ビル4F

TEL 03-5569-6613 FAX 03-5569-6685 URL <http://usami-net.com> 携帯URL <http://usami-net.com/keitai/>

広告

YAKO

WRECKER ROAD SERVICE

◆最高品質ロードサービス◆

—— 故障・事故 365日24時間出動 ——

- ☆普通車・中型～大型トラック・バス・トレーラー 対応可能
- ☆レッカー車・サービスカー 37台常時待機
- ☆日野自動車・いすゞ自動車・UDトラックス・三菱ふそう
- 各保険・リース提携 JHRネットワークサービス株式会社加盟
- ☆首都高速道路・NEXCO東日本・各社協定 保険切替え可能

各営業所案内

- 本社(鶴見区)
- 横浜湾岸営業所(神奈川区)
- 東京支店(大田区新蒲田)
- 麻布営業所(港区三田)



(有)矢向自動車工業

TEL(045)581-2815

〒230-0001 横浜市鶴見区矢向1-5-39

URL <http://www.carclap.co.jp>

E-MAIL yako@carclap.co.jp



広告

フルハーフサービス株式会社

当社は  **日本フルハーフ** の整備子会社です。 ボディ修理・改造、キャブ塗装
土日営業中！ 他社ボディの修理歓迎！ 冷凍機修理対応



国土交通省認証工場
大型塗装ブース完備
相模陸事隣り



〒243-0303 愛甲郡愛川町中津4061-5

TEL 046-285-0585 FAX 046-285-7894 お帰りの際の足車あります (要予約)

広告

事故ゼロを目指してドライバーが働きやすい職場に。

デジタルタコグラフや衝突防止警報システムは貴社の大切なドライバーを守ります。
テレコムでは従業員様が長く、安心して働ける環境作りをお手伝いいたします。
お客様の業務に合った安全機器をご提案させていただきます。

デジタルタコグラフ

働き方改革や労務管理にも

ドライブレコーダー機能内蔵タイプのデジタコで
ドライバーの安全運転を支援。

安全教育 事故防止 運行位置管理 燃費削減効果

録画画像もカードレス&
リアルタイムに見れる

これ1台で
解決!!

ネットワーク型デジタコ+ドライブレコーダー

DTS-D2D

FUJITSU



ドライバーが日報を
書かなくて済みます

各車両の運行状況や位置情報、作業
情報などをリアルタイムで確認可能。
帰庫後のカード読取処理がなくなり、
日報作成の工数削減も図れます。

ITP-WebService V2



デジタコの運行管理とドライブレコーダーの
撮影結果は、専用の管理ソフト
【ITP-WebService V2】で一括管理可能です

IP 無線

情報共有で業務効率 UP

NTTドコモのLTE通信網を利用した、
どこでもつながる業務用IP無線システムです。

エリアは日本全国 免許不要 取付簡単

MPT-100

車載機タイプ



災害時も
繋がりやすい
パケット通信

動態管理システム「モバロケ」

モバロケとは、GPSで取得した位置情報をいつでもどこでも
確認できる動態管理システムです。
導入コスト、ランニングコストが安く、すぐにご利用いただけます。
(インターネット環境が必要です)



追突防止警報システム

警報で事故を防ぐ

いまあるクルマに「追突防止機能」を。

後付けできる 6つの警報で追突事故を防止

モバイルアイ



危険な状況になると、事故を未然に防ぐ
ために警報を鳴らします



前方追突警報
「ピーピーピーピー!!」

株式会社 テレコム

<https://www.telcom-net.co.jp>

東京本社 / 〒140-0013 東京都品川区南大井6-24-10カドヤ第10ビル9F FAX 03-3762-5093

お電話でのお問合せは **TEL 03-3762-5091**

ホームページからのお問合せは <https://www.telcom-net.co.jp/e-siryo.php>



東京本社
港北テクノセンター

広告

インジェクターや DPF の不調の改善に
効果を最大に発揮します！

ディーゼルプロ

DIESEL PRO

燃費改善

有害排気ガス減少

性能回復

コスト削減

コモンレール式の
トラブルに抜群の効果！



ディーゼルプロに関するお問い合わせは

☎ 045-633-4440



株式会社サンオータス 環境車検部 営業課
〒223-0059 神奈川県横浜市港北区北新横浜 1-7-3

エンジン洗浄の世界基準
ADVANTAGE
ENGINEERING

ディーゼルプロホームページ
www.advantage-e.jp



facebook 最新情報
配信中



ディーゼルプロ
デモ実施中

広告

運送業界向けソリューション

クラウド 対応

～「安全安心」と「働き方改革」の実現に向けて～

運転者台帳システム

最新かつ最適な運転者管理の実現



車両管理台帳システム

全車両情報を瞬時に検索可能。車検も見逃しません。



教育管理システム

教育記録を瞬時に検索。個人情報も守ります。



お客様独自のカスタマイズにも対応いたします。
また、ドラレコ・デジタコ・アルコール
検知器なども各種取り扱っておりますの
で、お問い合わせください。



株式会社
神奈中情報システム

〒254-0034 神奈川県平塚市宝町3番1号
平塚MNビル11階

TEL 0463-22-8849 FAX 0463-22-8815

(担当：関本、丸谷)

ホームページ <http://www.kanachu-it.co.jp/>



広告

神奈川県トラック協会・全日本トラック協会 指定研修施設



総合交通安全センター

ドライビングアカデミー小田原

トラック協会指定研修

- ◆ 一般研修（2日間）
- ◆ 特別研修（3日間）



※いずれも安全教育訓練促進助成対象コースです。



国土交通省認定

運行管理者講習

- ◆ 一般講習・基礎講習…（貨物・旅客）

適性診断

- ◆ 初任診断、一般診断・適齢診断・特定診断Ⅰ

※講習日程等は小田原ドライビングスクールHPでご確認ください。

ミライズドローンスクール



ビジネスシーンでドローンを扱いたい方

- ◆ 国土交通省認定講習講習団体
- ◆ JUIDA認定資格が最短2日間で取得

運営 小田原ドライビングスクール

住所 小田原市蓮正寺540-2

☎ 0465-36-1215

FAX 0465-37-4603

ホームページURL

<http://odawara-ds.com/>



広告

神奈川県公安委員会指定

飛鳥 Driving College
ドライビングカレッジ川崎



安全研修室

ドライバーの育成(免許取得・初任診断)から運行管理者講習までワンストップ対応



国土交通省認定

適性診断

日曜・祝日の他、平日の夜も診断実施
日々の業務に支障なく受診することが可能

- ・初任診断
- ・適齢診断
- ・特定診断Ⅰ
- ・一般診断



国土交通省認定

運行管理者講習

飛鳥ドライビングカレッジならではの交通心理士
によるアドバイスを含めた講習内容

- ・貨物（基礎講習・一般講習）・旅客（基礎講習・一般講習）



企業研修

交通心理士を中心とした講師陣が研修を担当
各企業様のニーズに応えた研修を実施

- ・新入社員研修
- ・事故者向け再教育
- ・出張講義 等



ドライバー養成・育成

業務に必要な様々な車種をラインナップ
企業様ごとに最適な免許取得スケジュールをご提案

- 普通・大型・大型特殊・けん引・普通二種・大型二種

お問い合わせはこちらまで

適性診断・運行管理者講習はWEBからご予約が可能です

安全研修室WEBサイト

飛鳥ドライビングカレッジ川崎

〒210-0025 神奈川県川崎市川崎区下並木 97
京浜急行本線・JR南武線 八丁駅より徒歩2分

安全研修室直通

受付時間 8:30~20:00(日祝は18:00)

☎ 044-380-5510 FAX 044-380-6610



<https://aska-stc.co.jp/>

広告



天然ガストラックは物流の エネルギーセキュリティ向上と 大気環境改善を実現します。

石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、
大半が運行を停止することがありませんでした。

天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が
高いことが特徴です。

さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が少ない
ため大気環境改善に貢献しています。



© 2013 ISUZU MOTORS LIMITED



東京ガス株式会社 NGV 事業室

〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20 TEL 03-5400-6774

<http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv>

神奈川県トラック協会 会員事業者様 限定

相模原サービスセンターでの適性診断(初任診断・適齢診断)のご案内

- 神奈川県トラック協会からの助成があるため受診手数料は2,400円です。ただし、助成可能人数を超える場合、全額(4,800円)の負担となります。
- 多くの事業者様にご利用いただく為、**各部1社あたり2名様まで**のご予約をお願いいたします。
- 相模原サービスセンターへのお問い合わせはご遠慮ください。

【予約方法】

- ① **【相模原サービスセンター専用】適性診断申込書**(次頁)を当支所あてFAXで送信ください。
- ② 予約が確定しましたら、受付印を押印した適性診断申込書をFAXで返送いたします。
- ③ 当日は、①適性診断申込書、②診断手数料、③眼鏡等(眼鏡使用の方)を持参ください。

【実施日程】

令和2年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

■ … 診断実施日

■ … ナスバ支所休業日

運行管理者等基礎講習・一般講習のご案内

- 予約は当機構ホームページ(<https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user>)からお願いいたします。

基礎講習

講習日	会場
6月3日～5日	トラック総合会館 7階
6月10日～12日	トラック総合会館 7階
6月16日～18日	トラック総合会館 7階
7月27日～29日	トラック総合会館 7階

一般講習

講習日	会場
6月19日	トラック総合会館 7階
8月5日	トラック総合会館 7階
8月7日	トラック総合会館 7階
9月4日	藤沢市民会館
9月16日	トラック総合会館 7階
9月18日	トラック総合会館 7階



独立行政法人 自動車事故対策機構 神奈川支所

横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3階

TEL 045-471-7401

FAX 045-471-7405

【相模原サービスセンター専用】適性診断申込書 (FAX) 045 - 471 - 7405

《コピーしてお使いください》

神奈川県トラック協会相模原サービスセンターにて適性診断の受診をご希望の方は、
以下に必要事項をご記入のうえ、ナスバ神奈川支所までFAXにてお申し込みください。
なお、先着順かつ台数に限りがございますので、ご希望に添えない場合がございます。

受 付 印

※受付印が押印された
申込書の返送をもって、
予約の確定となります。

受診される種別に○印 【初 任 ・ 適 齢】

●申 込 者

会 社 名	※ゴム印でもかまいません
営業所・支店名	
郵便番号	
住 所	
電話番号	
F A X 番 号	— —
ご 担 当 者 名	

●希 望 日 (※実施日は日程表参照・□欄は、チェック ☒ を記入してください)

※多くの事業者様にご利用いただくため、各部1社あたり2名様までのご予約とさせていただきます。

第 1 希 望	月	日	曜日	☐ 第1部	☐ 第2部	☐ 第3部
第 2 希 望	月	日	曜日	☐ 第1部	☐ 第2部	☐ 第3部
第 3 希 望	月	日	曜日	☐ 第1部	☐ 第2部	☐ 第3部

●開 始 時 刻

部	開 始 時 刻	診 断 区 分
第1部	9:30	初任診断 又は 適齢診断
第2部	11:30	
第3部	13:30	

●受診される方 (□欄はチェック ☒ を記入してください)

氏 名 (フリガナ)	セイ		メイ	
氏 名 (漢 字)	姓		名	
生年月日・年齢	西暦 年 月 日 (満 歳)			
性 別	☐ 男 ☐ 女			
取 得 免 許	☐ 第二種・第一種中型・第一種大型・けん引 のいずれか ☐ 第一種普通(含8t未満限定の中型)・自二車・大特 のいずれか ☐ 原付・免許なし			
免 許 年 数 (第一種普通免許取得後)	☐ 0～5年未満 ☐ 5～10年未満 ☐ 10～20年未満 ☐ 20～30年未満 ☐ 30年以上			

【連 絡 先】独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支所
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3階
TEL:045-471-7401 FAX:045-471-7405

【実 施 場 所】神奈川県トラック協会相模原サービスセンター 2階会議室
〒243-0303 愛甲郡愛川町中津4077-3

北相貨物自動車協同組合中津ターミナル内
※開始時刻10分前に、直接2階会議室までお越しください。
(待合スペースはございません)

2020 今月の星占い

6月 ★ June



おひつじ座
3.21~4.19

牡羊座の6月は、心が安定した月になるでしょう。感情や気分
の上下もあまりなく、穏やかな
時間が過ごせそうです。また対
人運が上昇しておりますので新
しい出会いにも期待できるかも？



おうし座
4.20~5.20

牡牛座の6月は、あまり余裕が
なく忙しい月になるでしょう。
忙しいと自分にプレッシャーを
かけてしまいがちですが、そん
な時は優先順位を考えながら行
動するように心がけましょう。



ふたご座
5.21~6.21

双子座の6月は、対人運が好調
な月になるでしょう。コミュニ
ケーション能力が高まり積極的
に会話を持つ機会が増えそうで
す。また異性との出会いも期待
できますが自信過剰は禁物です。



かに座
6.22~7.22

蟹座の6月は、気持ちが落ち着
かない月になるでしょう。焦ら
ず目の前の事をひとつひとつク
リアーしていくことが大切です。
また、適度に休息を入れて余裕
を持った計画を立てましょう。



しし座
7.23~8.22

獅子座の6月は、全体運が下降
する月になるでしょう。下降時
の場合は少し、行動、発言、感情
を抑えた方が良いでしょう。特
別なことをしない、あくまで普
通が一番だと思ひましょう。



おとめ座
8.23~9.22

乙女座の6月は、安定しない月
になるでしょう。良い事も、悪
い事も、急に重なったりします
ので、嫌なことがあっても気持
ちの切替えが大切です。集中力
を切らさないようにしましょう。



てんびん座
9.23~10.23

天秤座の6月は、行動が活発な
月になるでしょう。ただ先走り
が過ぎる点もあるため、勇み足
に気を付け、少し考える余裕を
持ちましょう。新しいジャンル
に飛び込むことは吉とでます。



さそり座
10.24~11.22

蠍座の6月は、全体的に好調な
月になるでしょう。上手く進ん
で幸せなことが多くありそうな
気配です。家族や友人たちとの
関係が良い方向へと向かい、喜
びを分かち合えるでしょう。



いて座
11.23~12.21

射手座の6月は、自分の考えが
はっきりする月になるでしょう。
明日から来年までの予定を立て、
目的や目標達成までの考えがま
とまったら、時間を置かずに取り
組むのがよいでしょう。



やぎ座
12.22~1.19

山羊座の6月は、スムーズに物
事が進む月になるでしょう。気
になっていたけど手をつけてい
なかったことや、後回しにして
いたことなどを取り掛かり、終
わらせるにはよい機会でしょう。



みずがめ座
1.20~2.18

水瓶座の6月は、肩の荷があり、
気持ちが楽になる月になるでしょ
う。気持ちを重たくしていた事
から解放されて、自由を感じら
れるようです。その分視界が開
けて色々な発見があるかも？



うお座
2.19~3.20

魚座の6月は、身動きがとりづ
らい月になるでしょう。周りの
人や環境が自由にさせてくれな
いため、あまりよい成果を上げ
ることができないモヤモヤした
時間を過ごす事になりそうです。

神奈川トラック時報 第731号 2020年6月1日

- 発行所 一般社団法人 神奈川県トラック協会 〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1 TEL.045(471)5511 FAX.045(471)9055
- 編集発行人 広報委員長 伊藤保義
- 編集委員 森 修一、大門ヒロ子、秋元伸介、望月太介、有安俊哉、荒井秀彰、中嶋浩之
- 購読料1部 100円（本紙の購読料は月会費に含まれております）

第**56**回
事業用
自動車

事業用自動車
事故防止コンクール
参加車数 **2** 両
トラック協会 タクシー協会 バス協会
神奈川県警察 関東運輸局神奈川運輸支局 後援(公財)神奈川県交通安全協会 神奈川新聞社

安全は
心と時間の
ゆとりから

6/1~8/31

事故防止コンクール

主催 (一社) 神奈川県トラック協会 (一社) 神奈川県タクシー協会 (一社) 神奈川県バス協会
指導 神奈川県警察 関東運輸局神奈川運輸支局 後援(公財) 神奈川県交通安全協会 神奈川新聞社

神ト協のSNS更新中!!



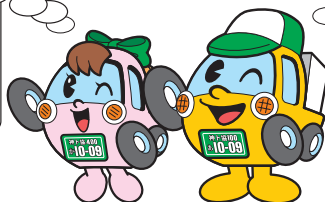
<https://www.facebook.com/t.ariyasu>



https://twitter.com/kanagawa_truck



QRコードはこちら!
(スマートフォン対応)



アドレスは
<http://www.kta.or.jp>
ご意見・ご感想は
E-mail : info@kta.or.jp
アクセスしてね！ 待っているよ。

※本紙には重要な項目が含まれておりますので、社内回覧などをお願いいたします。

[illegible]